

○宮崎大学医学部附属病院栄養管理部運営委員会規程

平成19年9月19日  
制 定

改正 平成24年3月28日 平成27年9月16日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学医学部附属病院栄養管理規程第5条第2項の規定に基づき、宮崎大学医学部附属病院栄養管理部運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、栄養管理部の運営に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 栄養管理部長
- (2) 栄養管理部副部長
- (3) 診療科の科長又は副科長のうちから 7人
- (4) 看護部長又は副看護部長のうちから 1人
- (5) 看護師長のうちから 2人
- (6) 医事課長
- (7) その他委員長が必要と認める者

2 前項第3号から第5号及び第7号に掲げる委員は、医学部附属病院運営審議会の議を経て、病院長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第2項に掲げる委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、栄養管理部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。
- 4 委員長は、委員会において審議した結果を病院長に報告するものとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年9月19日から施行する。
- 2 宮崎大学医学部附属病院給食委員会規程（平成16年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 この規程施行後、最初に委嘱される第3条第1項第3号から第5号までの委員は、廃止前の宮崎大学医学部附属病院給食委員会規程第3条第1項第1号から第3号までの委員が引き継ぐものとし、任期は、第4条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成27年10月1日から施行する。